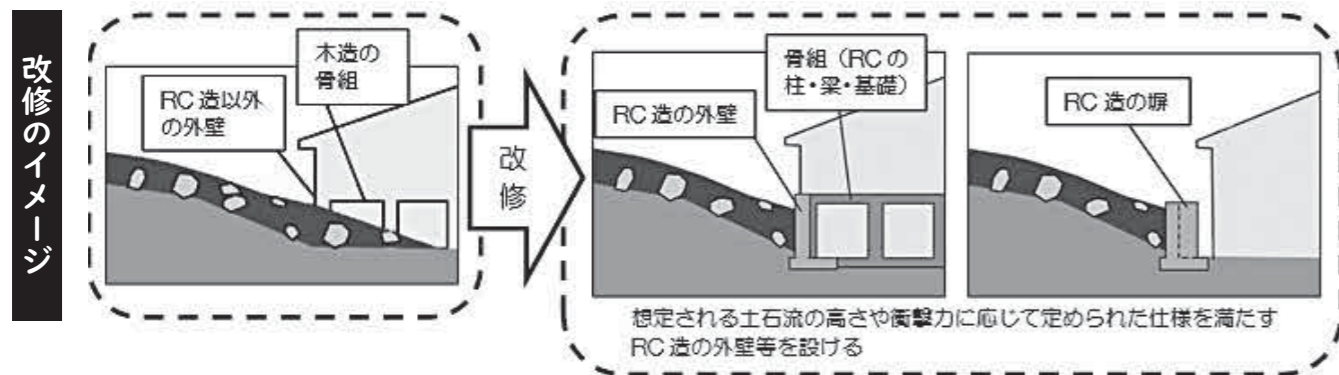


建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助する制度です。



| | |
|------|--|
| 申請期限 | 11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。 |
| 対象住宅 | 次のすべての要件を満たすもの ・土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であること ・居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと ・土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること |
| 補助内容 | ・補助対象限度額(改修工事費の上限) 3,360,000円 ・補助対象工事費の 23% (千円未満切捨て) ・補助限度額 772,000円 (3,360,000円×23%=772,000円) |

補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。
(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)



詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

6月の火災・救急件数

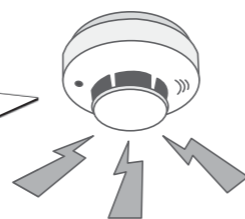
火遊びは絶対にやめよう！



6月の火災件数 0件(年間累計 2件)
救急件数 54件(年間累計 325件)
火を消して 不安を消して つなぐ未来

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！
・いざという時のため、点検をしましょう。
・正常の場合「ピッ、正常です。」という音声などが流れます。
・ボタンを押しても(ひもを引いても)作動しないときは、電池や本体の交換を行いましょ。

※設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！



木造住宅耐震化促進支援補助金制度

地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる工事(耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却)を行う住民に対し工事費の一部を補助する制度です。

| | |
|------|---|
| 申請期限 | 11月30日まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。 |
| 対象住宅 | 次のすべての要件を満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。 ・現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。 ・耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。 ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付、支給を受けていないこと。 |
| 対象者 | 坂町に存する補助対象住宅の所有者または、補助対象住宅にお住まいの方。(町税等の滞納がある方は対象外) |

【補助内容】

| 区分 | 耐震改修 | 現地建替え | 非現地建替え | 除却 |
|-------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| 補助対象 | 耐震改修工事に要する費用 | 現地建替え工事に要する費用 | 除却工事に要する費用 | |
| 補助基本額 | 補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度 | 補助対象工事費の80%かつ、50万円/住戸を限度 | 補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度 | 補助対象の額の23%かつ、83.8万円/住戸を限度 |
| 区域要件 | 市街化区域内にある住宅 | 市街化区域外にある住宅 | 市街化区域内にある住宅 | 新たに建築する住宅は市街化区域内に限る 坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住すること |

・耐震工事前に、町への補助金交付申請が必要となります。
・補助金の交付の決定前に、耐震化工事に係る工事契約をしないでください。
(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



相 ひとり親家庭のための弁護士巡回相談会

離婚や養育費、就業やその他ひとり親や寡婦の方をとりまく様々な問題に、弁護士、養育費専門相談員が相談に応じます。これから離婚を考えている方の相談も受け付けます。

とき 9月6日(水) 13時30分~15時45分(相談時間1人45分)

ところ 町民センター 会議室

対象 ひとり親家庭の母、父、寡婦、離婚前の方

定員 6名(予約制、無料)※電話、QRコードから申し込みください。

申込み 広島県ひとり親家庭サポートセンター ☎227-2377

